

しんち にじいるスマイル プラン

～ 第2次新地町男女共同参画プラン ～



平成29年3月
福島県新地町

人と自然が共にかがやき 笑顔あふれる町をめざして

町民の皆様には、日頃より町行政に対しまして深い御理解と御協力を賜り、心より感謝いたしております。

この度、「第2次男女共同参画プラン」完成の運びとなりました。

第1次プランは、平成16年度から25年度までの10年間を期間として策定されました。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と津波、更には東京電力第一原子力発電所事故の影響のため、計画していたプラン改訂が今年度まで待たざるを得ませんでした。しかし、町民は震災等と対峙する復興の道程において、人と人の「絆の重要性」を実体験として心に刻みながら日々を歩みました。私自身、震災では男女共生社会の理念「共にお互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことが実現される社会」の重要性を痛感いたしました。

私は常々「チームしんち」という言葉を申し上げております。一つの仕事を成し遂げるためには、一人の力では限りがあります。あいさつを交わし、多くの人とコミュニケーションを通じた良好な交流関係、つまり、男女協働による「チームしんち」で築く町づくり・人づくりこそが新地町の明るい未来に繋がると認識しておるからです。

新地町は幸いにも四季折々の表情がある豊かな自然に恵まれております。その自然の散策や観賞に、老若男女を問わず多くの皆様が来町なされます。静かに臉を閉じてみると、「新地町に来てよかったね」との言葉が交わされる未来風景が浮かんでまいります。

御高齢者の皆様からは永年の御経験から習得なされている技術や知恵を頂戴し、若者や子どもたちが将来の不安定なリスク社会を健康でしなやかに生き抜くことのできる術を身に付け、さらには次の世代へとつないでいくことで、新地町のよりよい未来へのかけ橋となるよう願っております。

そして、個性豊かで多種多様な人達が皆平等に過ごせるように、本プランを指針として家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場面で町民の皆様とともに理念に沿った町づくりを積極的に推進して参りたいと考えております。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重な御意見をいただきました男女共同参画プラン推進会議委員の皆様をはじめ、策定のための町民アンケートに御協力いただいた町民の皆様方に深く感謝申し上げます。



平成29年3月
新地町長 加藤 憲郎



しんち にじいろスマイルプラン

～ 第2次新地町男女共同参画プラン ～



プラン名称について

今回、第2次男女共同参画プラン策定にあたり、プランの名称を「しんちにじいろスマイルプラン」といたしました。これは、平成27年度に実施した町民アンケートの意見をもとに、男女共同参画プラン推進会議で協議して決定いたしました。

名称には、虹色のように個性豊かで多種多様な人達が、いろいろな立場、様々な思いがある中で、それでもみんな笑顔になれるようにという願いが込められています。

目次

第1章 ・ プランの基本的な考え方

1. プラン策定の背景	
(1)世界の動き	3
(2)国の動き	3
(3)福島県の動き	4
(4)新地町の動き	5
2. プラン策定の趣旨	6
3. プランの基本理念・目標	6
4. プランの位置づけ	7
5. プランの期間	7
6. プランの体系	8

第2章 ・ プランの内容

1. 基本目標Ⅰ	
「復興・防災における男女共同参画の推進」	11
2. 基本目標Ⅱ	
「人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進」	13
3. 基本目標Ⅲ	
「仕事と生活の調和を図るための環境の整備」	18
4. 基本目標Ⅳ	
「女性人材の育成と意思決定過程への参画促進」	23
5. 基本目標Ⅴ	
「男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援」	28

第3章 ・ プランの推進

1. プランの推進体制	35
-------------	----

資料	39
----	----

第1章 プランの基本的な考え方



第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の背景

(1) 世界の動き

1975年(昭和50年)、国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く10年間(1976～1985)を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年(昭和55年)には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式を行いました。

1985年(昭和60年)の「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ戦略)」の採択等を経て、1995年(平成7年)に「第4回世界女性会議」(北京会議)が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000年(平成12年)までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。

2000年(平成12年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年(平成17年)までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年(平成17年)第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

(2) 国の動き

本政府は、1975年(昭和50年)に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年(昭和52年)に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年(昭和55年)に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を1985年(昭和60年)に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976年 民法の一部改正(離婚時の氏使用可能)
- 1980年 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ)
- 1984年 国籍法の改正(父系優先主義から父母両系主義へ)
- 1985年 男女雇用機会均等法制定

1996年(平成8年)、政府は国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取り組むべきものとされた課題に対応するものです。

1997年(平成9年)、男女雇用機会均等法を改正し、性による差別の禁止やセクシャル・ハラスメント防止について事業主の雇用管理上の配慮義務が示されました。

1999年(平成11年)、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

2000年(平成12年)、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。

2001年(平成13年)、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」と略。)が制定されました。2004年(平成16年)には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されるなど、2007年(平成19年)までに、実効性を持った被害者保護・支援を目的とした改正が行われています。

2005年(平成17年)、男女共同参画基本計画(第2次)を閣議決定しました。

2010年(平成22年)、「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」や、「地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

2015年(平成27年)、「あらゆる分野における女性の活躍」や、「安全・安心な暮らしの実現」などを改めて強調した「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

(3) 福島県の動き

県では、世界や国の動きにあわせ、1978年(昭和53年度)に青少年課を改組して青少年婦人課とし、1983年(昭和58年度)「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1994年(平成5年度)、新しい行動計画として女性総合センター(仮称)の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。

2001年(平成12年度)には男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年(平成13年度)には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」(以下「男女共同参画推進条例」という。)を制定しました。

2006年(平成17年度)には、「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、平成14年に施行されている男女共同参画推進条例の理念や考え方等をプランに反映させるとともに、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。

2010年(平成21年度)には、2006年(平成17年度)に改訂した「ふくしま男女共同参画プラン」について、新しい施策展開が必要であるとして、平成22年度の終期を待たずに1年前倒してプランを改定しています。

2013年(平成24年度)には、2011年3月11日に生じたマグニチュード9.2の東日本大震災と津波及び東京電力第一原子力発電所の事故に鑑みて、2010年(平成21年度)に改定した「ふくしま男女共同参画プラン」について、復興・防災における男女共同参画の推進が必要であるとして、一部改定しました。

(4)新地町の動き

町では、1974年(昭和49年)より、毎年1~2名を福島県婦人教育指導者研修会に派遣し、「よりよい家庭と地域社会づくり、心豊かな生き方」を目標に掲げ、研修会終了者は、「新地町磐青の会」に所属し、地域婦人活動のリーダーとして活躍してきました。

1985年(昭和60年)には、「新地町婦人団体連絡協議会」が発足し、婦人会、農協婦人部、漁協婦人部、商工会婦人部、婦人消防隊、母子寡婦福祉会、日赤奉仕団、若妻会など21団体が加盟しました。

1996年(平成8年)からは、「男女共同参画社会をめざして、あらゆる分野へのエンパワーメントの高まりを」をスローガンに掲げて、男女共同での心豊かな地域づくりと家庭づくりを推進しました。

2005年(平成16年)には、新地町における男女共同参画に関する施策の遂行が促進されるように「新地町男女共同参画プラン」を策定しました。

2. プラン策定の趣旨

1946年(昭和21年)に公布された日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、1975年の国際婦人年以降は、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会の流れと連動しながら進められてきました。

そうした中、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がさらに求められています。

国は男女共同参画社会の実現を最重要課題として位置づけ、国際的評価も得られるよう、第4次男女共同参画基本計画を策定しました。その基本計画では、平成37年度末までの「基本的考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、その実施により達成を目指す「成果目標」を設定しています。

本町は、平成16年7月に「新地町男女共同参画プラン」を策定し、男女が互いに人権を尊重しつつ、職場や家庭、地域など様々な場面で、ともに責任を分かち合い、個性と能力を十分に生かすことができる社会の実現を目指してきました。

しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識は依然として存在しており、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。このことから、前計画の基本理念を継承するとともに、最近の社会情勢や関係法令等、国や県の計画や施策との整合性を図りながら、「人と自然が共に輝き 笑顔あふれるまちづくり」を目指し、「第2次新地町男女共同参画プラン」を策定するものです。

3. プランの基本理念・目標

本プランでは、次の基本理念と5つの基本目標を設定して、計画の推進を図ります。

【基本理念】

**男女が互いを尊重し、ともに個性を発揮して、
共同参画できる社会づくり**

【基本目標】

- I 復興・防災における男女共同参画の推進
- II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進
- V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

4. プランの位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本プランの一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に規定されている「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) 本プランは、「第5次新地町総合計画」の部門別計画として策定するものです。
- (4) 本プランは、新地町が目指している「信頼の輪が広がる暮らしきらめくしんち」の実現に向け、男女共同参画の視点から目標を示し、町民が自主的・積極的に取り組んでいくための指針とするものです。
- (5) 本プランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」と整合性を図っています。

5. プランの期間

本プランの期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、このプランを推進する中で、施策の点検を適時に行い、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直します。

6. プランの体系

まちづくりの基本理念

人と自然が共に輝き
笑顔あふれる まちづくり

新地町のめざす将来像

信頼の輪が広がる 暮らしきらめく しんち

新地町男女共同参画プラン「基本理念」

男女が互いを尊重し、ともに個性を発揮して、
共同参画できる社会づくり

施策の大綱

I 復興・防災における男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画の視点に立った復興並びに防災体制の確立

II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画意識の普及・啓発
- ・ 男女共同参画に関する教育・学習の推進

III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- ・ 職場における男女平等の実現
- ・ 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備
- ・ 育児や介護にかかる社会的支援の拡大

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

- ・ 公的分野における女性の参画推進
- ・ 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

- ・ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
- ・ 生涯にわたる心身の健康づくり支援

第 2 章 プランの内容



第2章 プランの内容

I 復興・防災における男女共同参画の推進

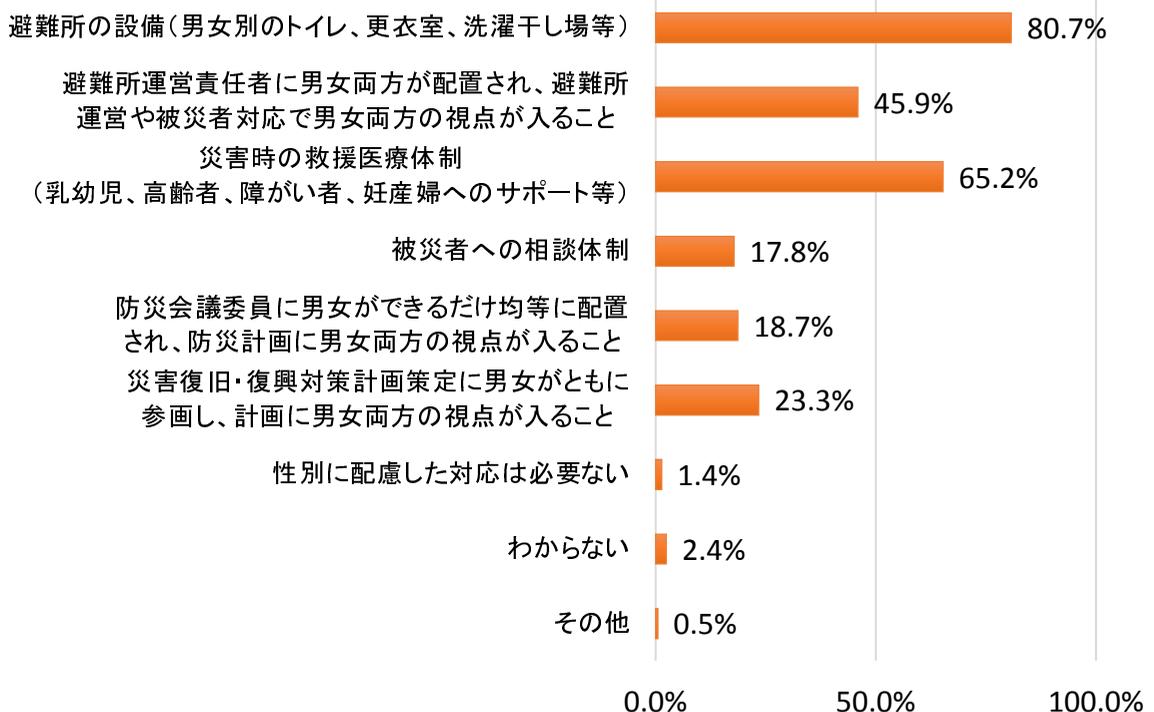
【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、千年に一度という地震と大津波により、かけがえのない多くの生命と美しいふるさとが失われました。加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故によって社会・経済活動の制限や風評被害に直面しました。

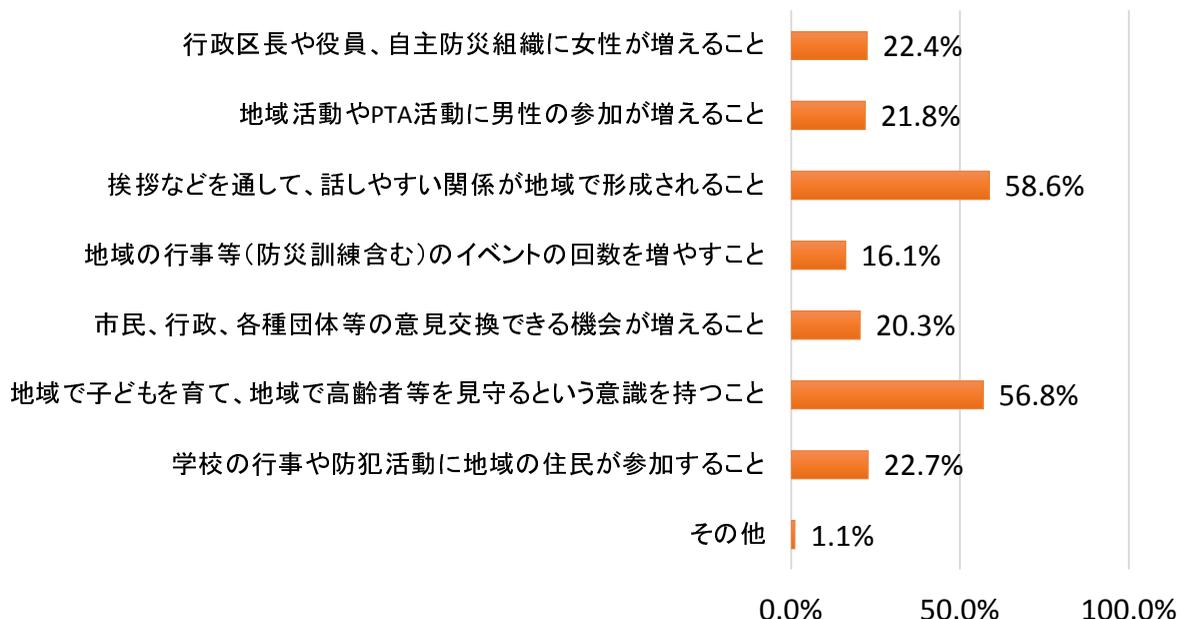
当時、新地町でも多くの避難所が開設されましたが、全国的に避難所の運営や生活用品等の備蓄・調達において、生活者や女性のニーズが十分に反映されていませんでした。また、「女性だから」ということで当然のように食事準備を割り振られるなど、固定的な性別役割分担意識が根強く、様々な問題も生じていました。今後は、男女のニーズの違いや生活者のニーズを把握するとともに、それぞれの視点に十分に配慮して避難所を運営することが求められています。

現在、町では復興計画を策定し、防災集団移転促進事業など被災者の住まい・生活の再建に取り組んでおり、新地町周辺地区では市街地復興整備事業により新たな町の拠点としてまちづくりを進めています。このような中、女性も復興・防災における「主体的な担い手」であることを理解し、復興・防災に係る政策や方針の決定、事業の実施等あらゆる場面でその活躍を推進していくことが重要です。国の第4次男女共同参画基本計画に示されているように、政策や方針を決定する委員会における女性委員の割合が30%になるよう努めていきます。

防災・災害復興における性別に配慮した対応について必要なこと(3つまで回答)



災害時に助け合える地域社会の形成のために必要なこと(3つまで回答)



施策の方向 男女共同参画の視点に立った復興並びに防災体制の確立

町民の多様な視点を反映した復興が進められるよう、復興に係る地域活動や施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。

男女のニーズの違いに配慮した防災対策がなされるよう、防災に関する施策・方針の決定過程に男女共同参画の視点を取り入れることで、地域の防災力の向上を図ります。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
若者人材育成の推進	復興の担い手として、様々な分野で活躍できる若者の育成を推進します。	全課
地域防災力の向上	災害時に町民と行政が一体となった対応を進められるよう防災教育の推進と防災訓練の充実を図ります。	総務課 教育総務課 学校関係
復興・防災に係る政策・方針の決定過程への女性の参画促進	男女共同参画の視点に立ち、復興・防災に係る施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。	企画振興課 復興推進課

Ⅱ 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

【現状と課題】

男性と女性は、「ひと」として男女の区別なく「考え方」や「生き方」が尊重されるべきです。しかし、実際には「男らしさ」や「女らしさ」といった社会的・文化的に形成された固定的な性別役割分担意識によって、自由で主体的な生き方が束縛され、女性の社会参加や活躍が阻害されているとともに、男性の家庭生活にかかわる機会を失わせています。

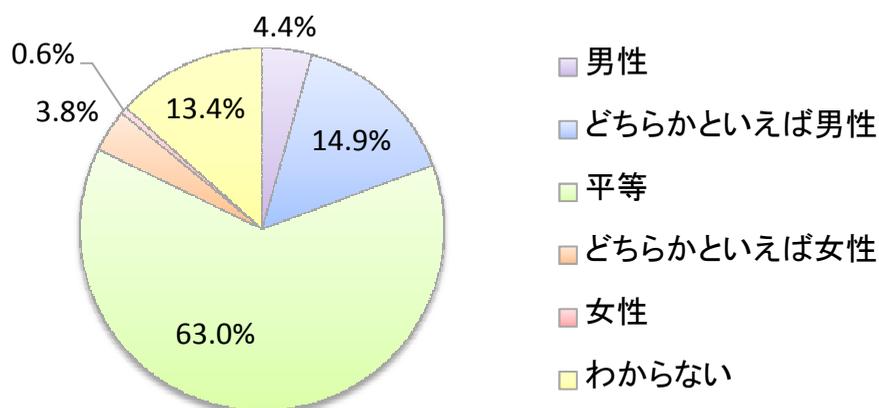
平成27年に実施した男女共同参画に関する町民意識調査(以下、意識調査と記載)で男女の地位の平等感についてたずねたところ、学校教育の場において63%が「平等である」と回答していますが、家庭については「平等である」と回答した割合は26.1%でした。また、職場については「平等である」と回答した割合は19.5%であり、家庭並びに職場における平等感が低いという結果が得られました。職場等の管理職登用については男性が優遇されているという意識が強く、男女平等意識の醸成が必要であるという結果になりました。

さらに、家庭生活の労働について男女のどちらがおこなっているかをたずねたところ、「どちらかといえば女性」もしくは「女性」と回答した割合が、家事については91.7%、育児については87.4%、介護については77.3%で、家庭生活の労働について偏りが大きいことがわかりました。

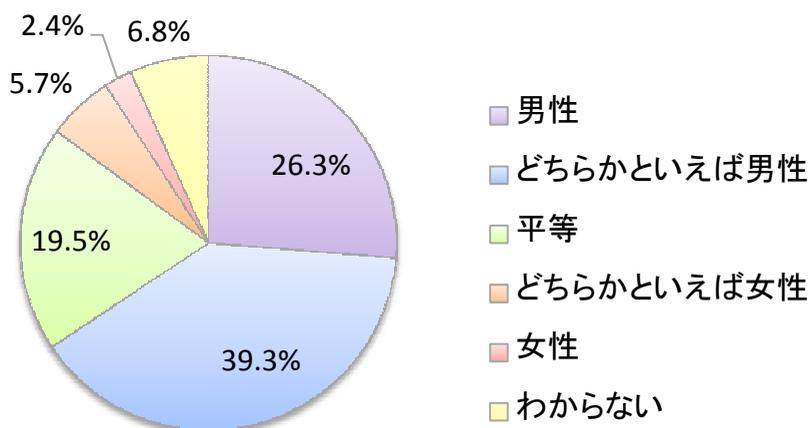
あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画に基づいた社会制度や慣行の見直しが必要です。また、男女が性別にとらわれずに、お互いを認め合いながら自由に考え、行動することのできる意識を形成する必要があります。さらに、社会全体へ男女共同参画の理解を広げ、それぞれの能力と個性が十分に発揮されるよう、幼児教育の段階から家庭・地域・学校・行政が連携して男女共同参画に関する教育を実施し、学習の機会の充実を図る必要があります。

各分野で男女のどちらが優遇されているかについて

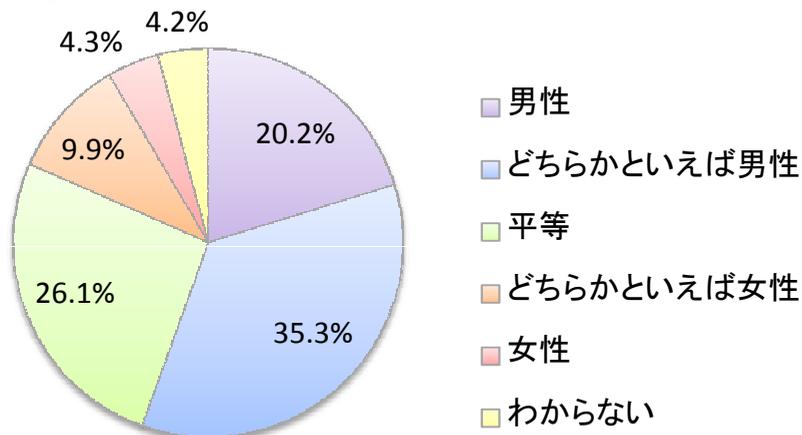
学校教育において



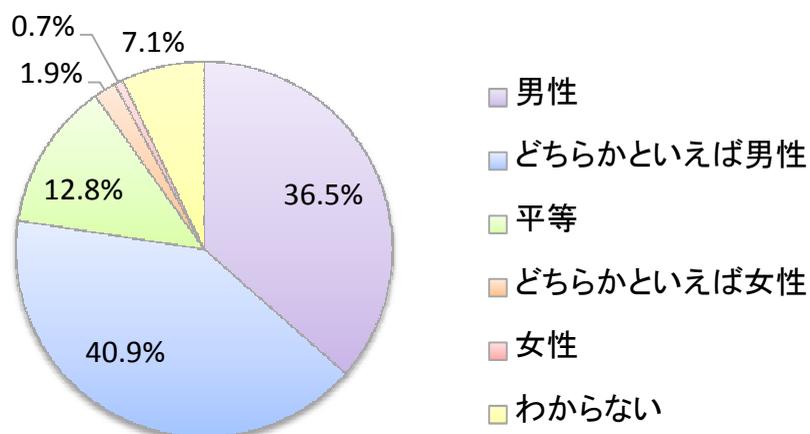
職場において



家庭において

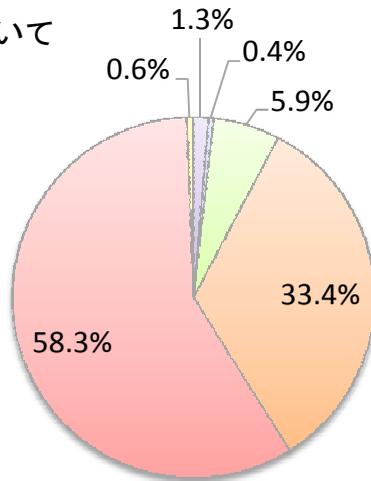


管理職登用において



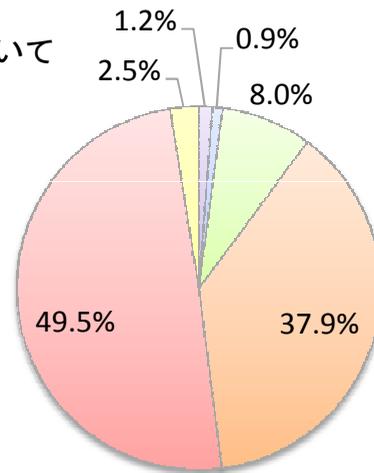
家庭生活の労働について男女のどちらがおこなっているか

家事について



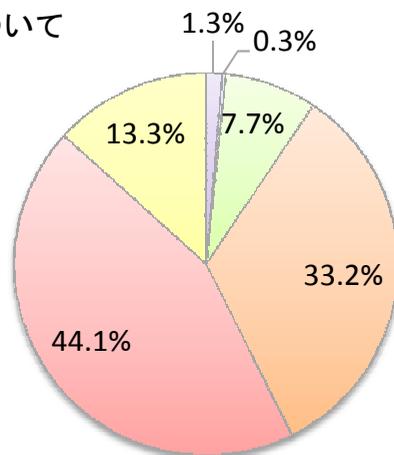
- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない

育児について



- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない

介護について



- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない

施策の方向 男女共同参画意識の普及・啓発

男女共同参画社会を実現し、固定的な性別役割分担意識にこだわることなく、その能力が発揮されるよう、様々な機会を活用して普及・啓発を進めます。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
女性問題に関する意識啓発	男女共同参画社会の実現に向け、各種学級・講座・講演会や広報を通じて意識啓発を行います。	教育総務課 町民課
偏らない広報・啓発活動の推進	町が発行する広報誌や出版物については、男女の人権尊重や固定的な性別役割分担意識にとられない情報の提供に努めます。	企画振興課
メディアリテラシーの養成	情報の受け手が主体的に情報を選択し、主体的に読み解く能力(＝メディアリテラシー)を高めるために、講演会や講習会の開催によって学習機会を提供します。	企画振興課 総務課

施策の方向 男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解、協力について性別にとられない視点で指導の充実に努めます。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
人権尊重のための教育・学習の推進	人権尊重のための教育・学習の充実、道徳教育の充実、地域教育資源を活用した総合的な学習の充実など、一人ひとりの個性や能力を大切に教育を推進します。	教育総務課 町民課
男女平等教育の推進	男女共同参画に関する副読本の活用、男女混合名簿の導入推進など、学校における男女平等教育を推進します。	教育総務課

生活指導・ 進路指導等の充実	男女平等の視点に立った生活指導や、性別にとられない生徒の能力・適正に応じた幅広い進路指導を充実します。	学校関係 教育総務課
教職員の研修活動の充実	教育的ニーズに対応した教職員の研修活動を充実し、教職員の男女共同参画に関する研修を実施します。	学校関係 教育総務課

家庭教育に関する情報及び学習の機会提供に努めるとともに、社会教育の場において男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の充実を図ります。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
教育・ 学習機会の推進	家庭や地域において、子育てや家事などを男女が協力して担っていくことができるよう、県の男女共生センターの活用などによって男女共同参画に関する各種情報や学習機会を提供します。	教育総務課
体験学習の機会の充実	幼児と高校生、中学生、小学生との交流を推進し、本の読み聞かせや子どもとの遊びを通して、乳幼児と接する喜びや子育ての意義について学習する機会を充実します。	学校関係 教育総務課 町民課 保育所
男性の子育て参加の促進	男性が子育てに参加しやすいよう、家庭教育事業の実施方法の改善を図ります。また、男性の育児参加を推進するために啓発活動を推進します。	保健センター 教育総務課

Ⅲ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

【現状と課題】

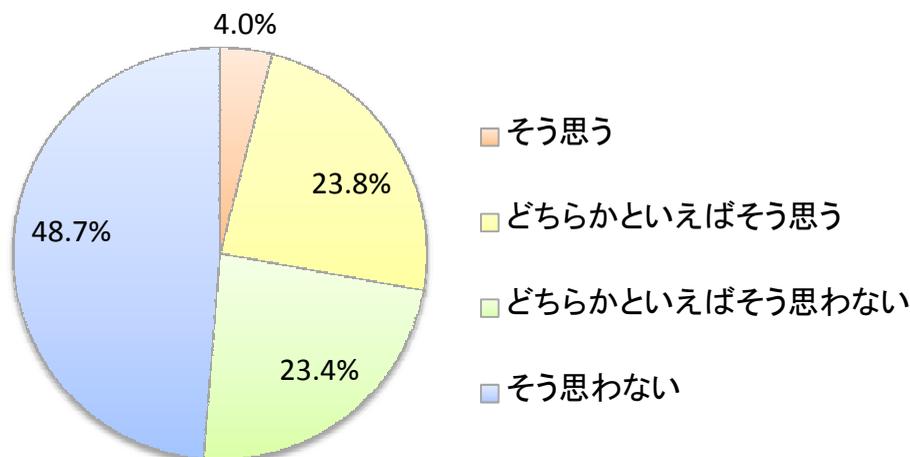
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法が平成19年に改正されました。労働者が性別に差別されることなく、その能力を十分に発揮することができる雇用環境の整備に努める必要があります。そもそも労働とは人間の基本的権利であり、生活の経済的基盤となっています。男女が生きがいを感じながら働くことのできる就労機会を確保することが重要です。

仕事と生活の調和を実現するためには、職場における理解と環境づくりが必要であり、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男女がともに家事や育児等を分担していくことが重要です。そこで、仕事と生活の調和が普及されるよう、職場の理解促進、職場における子育てや介護に関する支援体制の充実を図る必要があります。

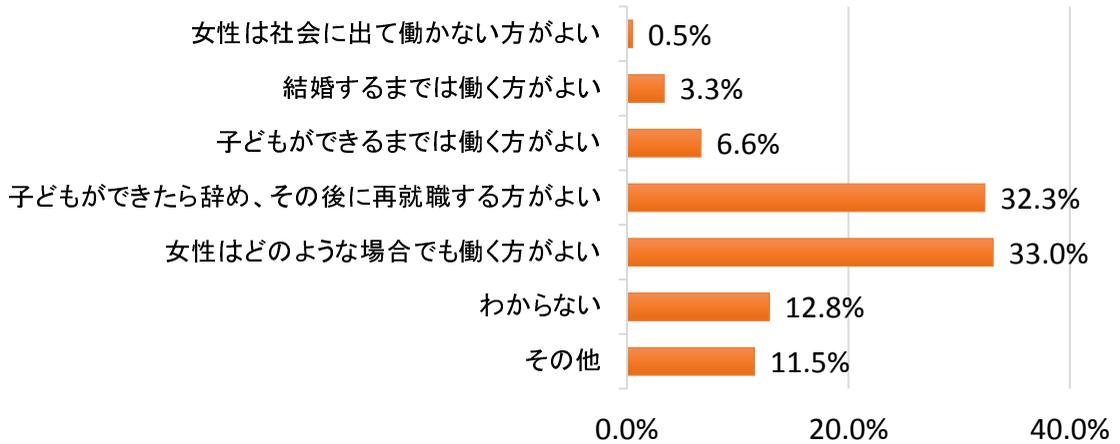
町民意識調査の結婚観についての質問のうち、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の項目については、「どちらかといえばそう思わない」もしくは「そう思わない」と回答した割合は72.1%でした。「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は23.8%で、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割意識があることがわかりました。

女性が社会に出て働くことについてたずねた項目では、「女性はどのような場合でも働く方がよい」が33%と最も高く、「子どもができたなら辞め、その後に再就職する方がよい」が32.3%と次に高い割合でした。また、女性が働き続ける条件についてたずねた項目では、「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせる」や「託児施設、託児サービスを充実する」、「仕事と家事・育児・介護の両方のための職場支援制度を充実する」といった項目が高い割合を示しました。つまり、男女がお互いに責任を分かち合いながら、あらゆる場面において充実した生活を送り、活躍できるように、雇用環境の整備を促進するとともに、多様な働き方を可能とする仕事と生活の調和の推進が必要です。

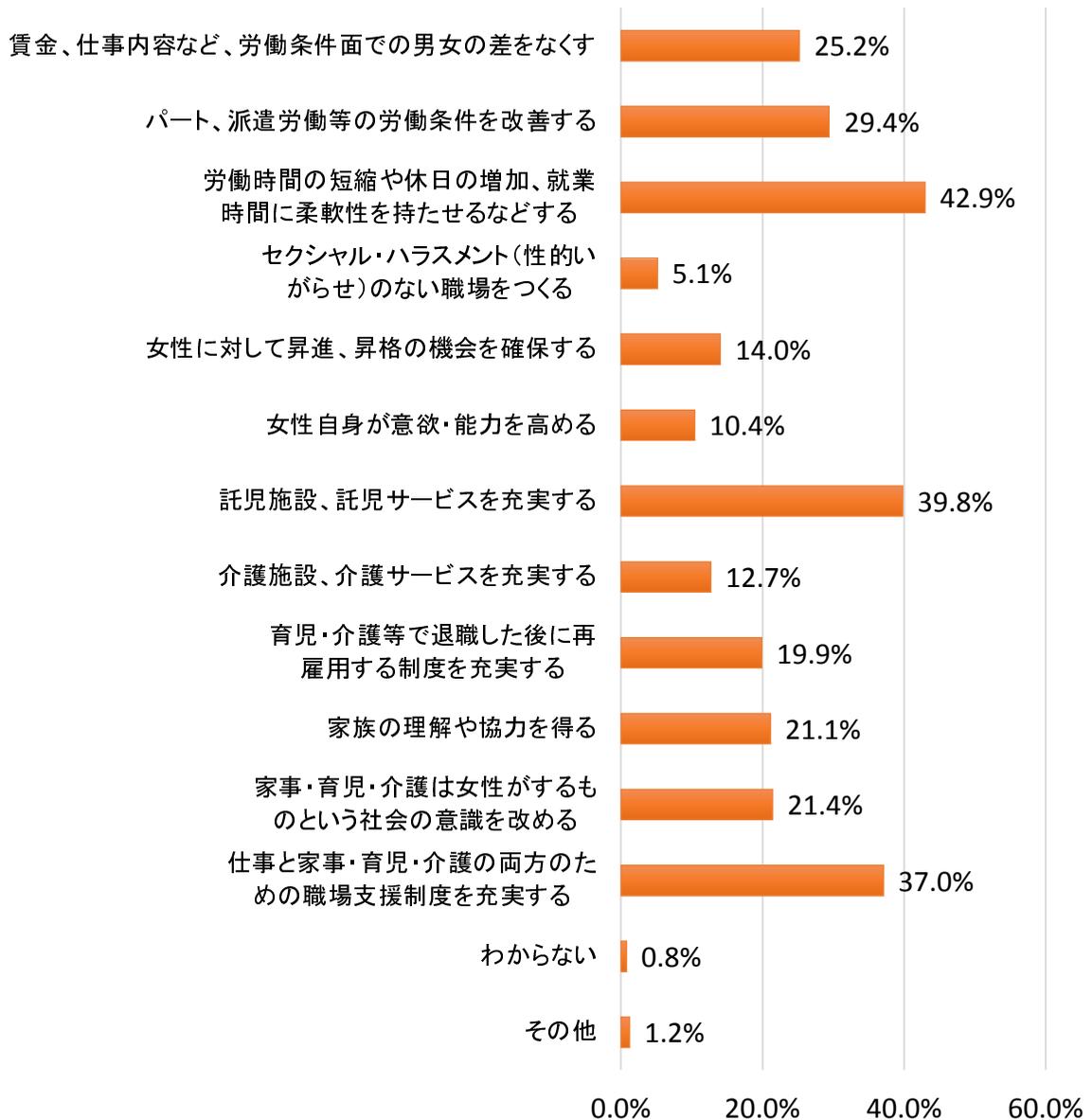
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



女性が社会に出て働くことについて



女性が働き続ける条件について(3つまで回答)



施策の方向 職場における男女平等の実現

男女にとって均等な就業の機会確保と性別にとらわれない能力に基づく雇用管理の実現を図ります。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
就業機会の拡充	女性就業者が仕事を継続し、能力を発揮できるよう、Webサイトなどを活用して情報・学習機会の提供を行います。また、女性に限らず広く就業支援・職業教育の充実に努めます。	町民課 教育総務課
再就職のための支援	再就職を希望する人が、その能力や経験をいかし、円滑に再就職できるよう、県や企業が行っている講習などについて情報提供し、ハローワークなどの関係機関との連携を強化します。	企画振興課
自営業、企業などへの支援	自営業従事者の経営能力の向上や起業希望者を対象に、セミナー等を開催します。	企画振興課 農林水産課 商工会
経営再建支援	商工会等関係機関と連携して、地元企業の経営再建、新たな事業展開を目指してセミナー等を開催し、地元企業や新たな意欲を持つ方々の支援します。	企画振興課

施策の方向 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備

各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とする、仕事と生活の調和を推進します。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
労働時間短縮の促進	男性の家事・育児・介護への参加を促すため、商工会や公民館などにおいて、労働時間の短縮や最低賃金などに関する啓発活動を行い、周知を図ります。	企画振興課

施策の方向 育児や介護にかかる社会的支援の拡大

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、保健、福祉、教育が連携して子育て支援の充実を図ります。また、高齢者の健康保持、日常生活の支援の充実に努めます。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
育児・介護休業制度の周知	育児・家庭生活と仕事の両立を支援するため、男女共同参画の普及・啓発とあわせて、雇用機会均等法や育児・介護休業制度についての周知・普及に努めます。	町民課 学校関係
情報提供・相談の充実	子育てをしながら働き続ける女性などに対し、保育サービスについての情報提供や、仕事と子育ての両立を容易にする方法などについての講習・相談の充実を図ります。また、母子家庭をはじめ女性の経済的自立に向けた情報提供を行います。	町民課 健康福祉課
子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画に基づき、本町に適した子育て支援を実施し、地域全体で子育てができる環境づくりを推進します。	町民課
母と子の健康づくりの推進	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように努めるとともに、健康相談を実施し、乳幼児の健やかな発育・発達と、母親の育児への不安解消を図ります。	健康福祉課
児童館事業	子どもの居場所としての機能だけでなく、地域の子育て支援の拠点として地域のニーズに即した児童館事業の充実・促進を図ります。	町民課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後留守家庭の小学校児童に対して、放課後の生活の場を提供し、児童の心身の健全育成を図ります。	町民課

介護予防事業の充実	高齢者が要介護状態に陥らないように、知識の普及に努めるとともに、啓発ボランティアの育成を行います。	健康福祉課
家族介護支援事業	在宅寝たきり老人等の経済的負担の軽減を図り、介護負担の軽減を図ります。	健康福祉課
地域ケア体制の充実	地域の介護保険の総合的なマネジメントを行う中核機関として総合相談、支援、介護マネジメントを継続的に行っていきます。	健康福祉課
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	高齢者の要介護及び要支援になることを予防するための住宅改修を支援します。	都市計画課

IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

【現状と課題】

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域を構築するためには、男女が地域社会の一員であるという自覚を持って、様々な地域活動に参画することが重要です。そこでは「男は中心、女は補助」といった固定的役割分担意識を払拭し、個人が個性と能力を十分に発揮できるよう地域における制度や慣行を見直していくことが大切です。

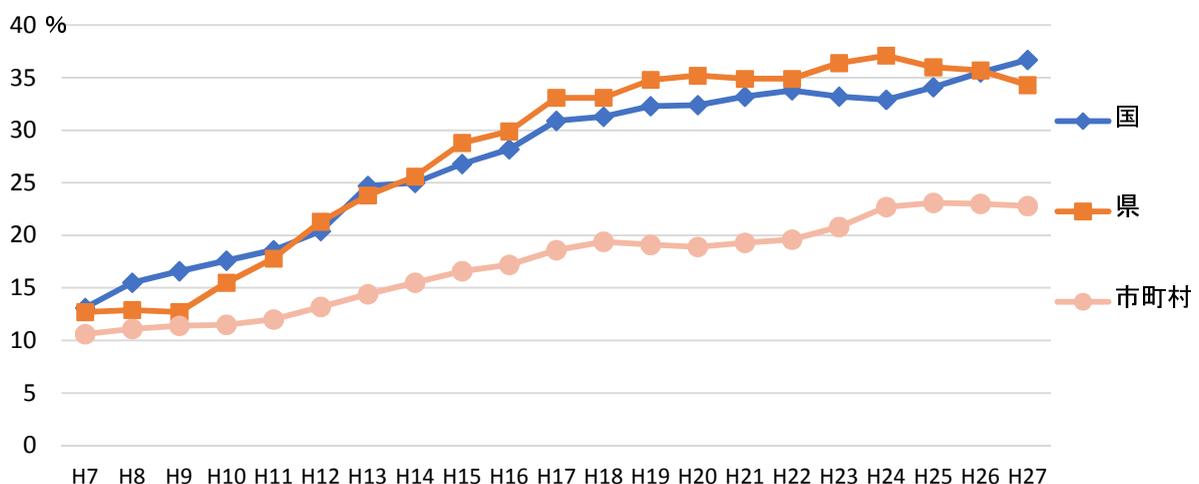
本町における平成27年度の女性委員を含む審議会等の割合は92.9%であり、女性委員の割合は平均31.3%でした。女性委員の割合について、平成27年度の市町村の平均割合よりは高い割合となっていますが、国や県に比べると低い割合となっています。

町民意識調査で地域社会で参加している活動についてたずねたところ、各活動について男女差が大きく現れた。特に「地域や地区の役員活動」、「スポーツ活動」では男性の方が女性よりも10%以上高い割合となりました。「PTAの役員活動」、「子ども会、スポーツ少年団、老人会などの地域団体活動」では女性の方が男性よりも10%以上高い割合となりました。

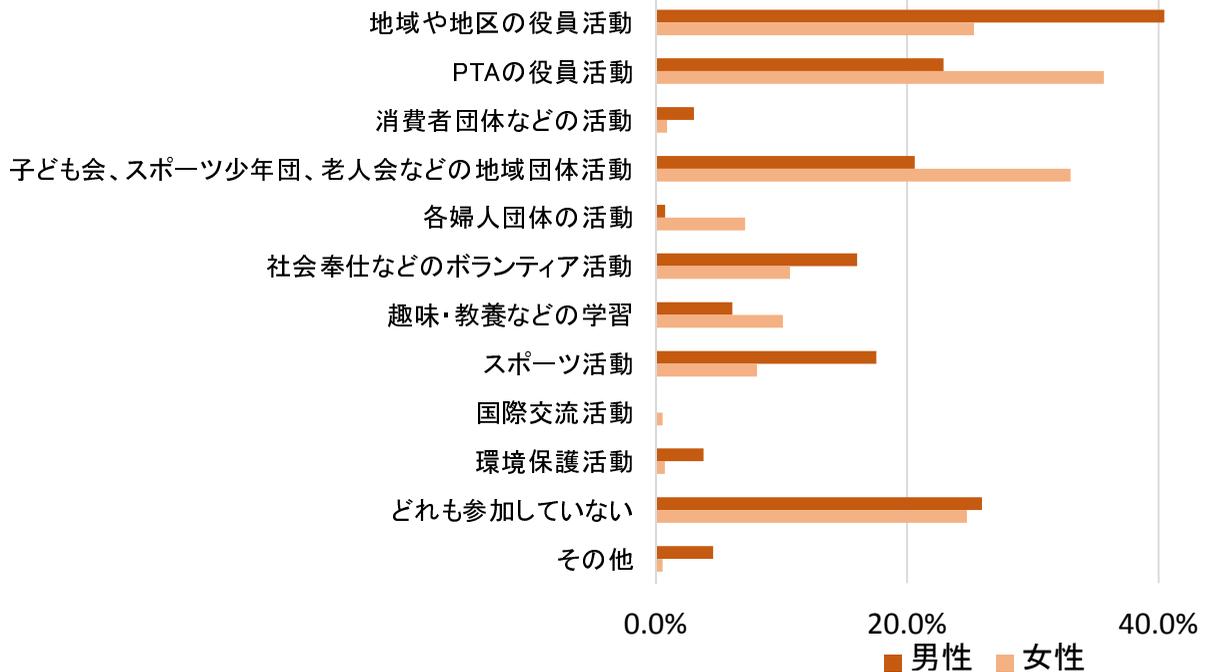
また、女性と男性がともに仕事、家庭、育児、介護、地域活動等を積極的に参加していくために必要なことをたずねたところ、労働に関する体制の改善や家事・育児・介護に係る施設やサービスの充実が高い割合を示しましたが、「男女ともに、家事などができるしつけや育て方をすること」や「男女の役割分担について社会通念、習慣、しきたりを改めること」も高い割合を示しました。

つまり今後、あらゆる分野で女性が活躍していくためには、社会全体の環境整備を行うとともに、固定的役割分担意識を払拭して、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。これにより、男女がお互いの立場を尊重しつつ、新しい視点によるアイデアを持ち寄った政策・方針等が生み出されます。

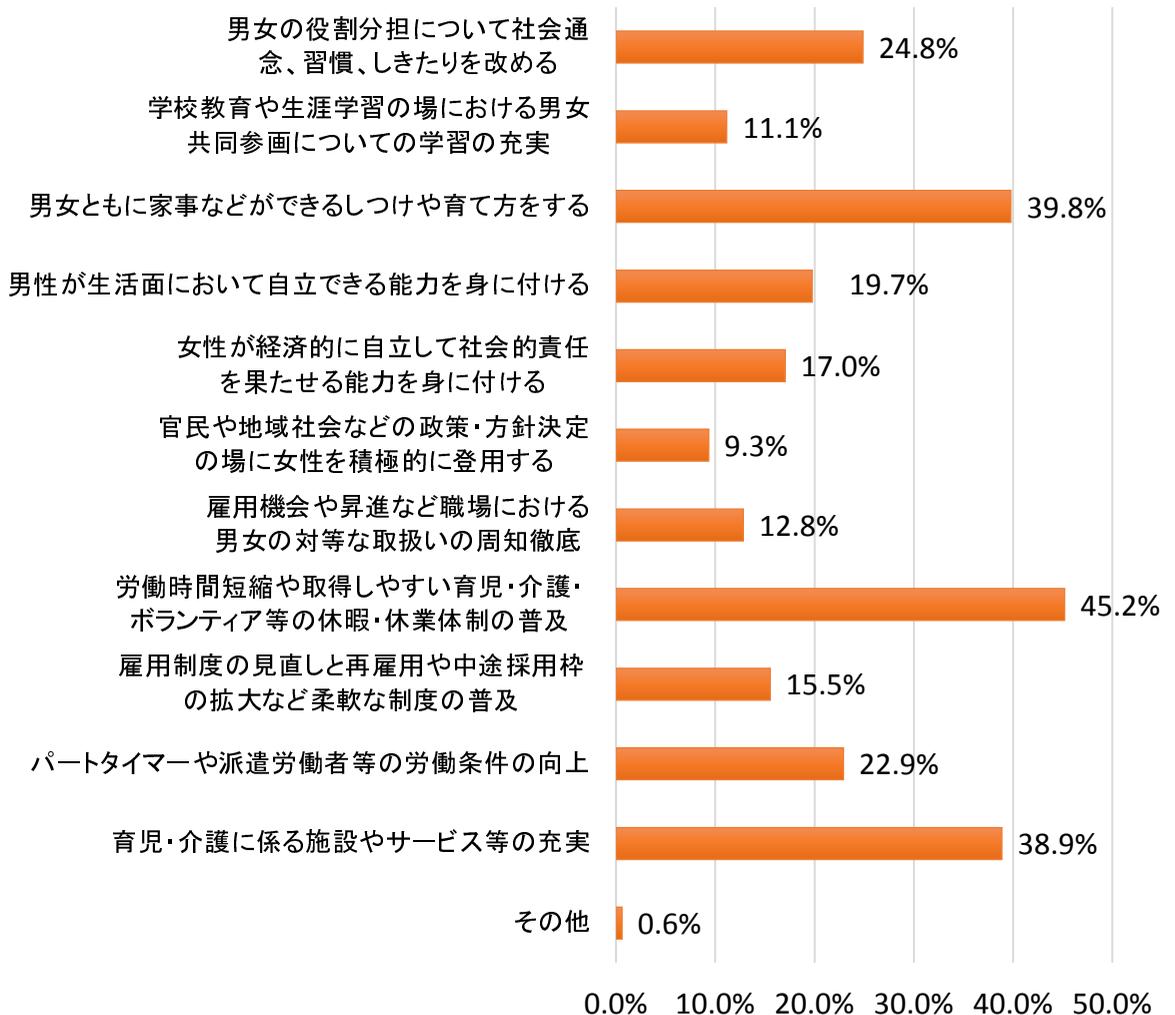
国・県・市町村における審議会等の女性委員比率の推移(福島県生活環境部男女共生課調べ)



地域社会で参加している活動について(複数回答)



男女が仕事、家庭、育児、介護、地域活動等に積極的に参加するために必要なことについて(3つまで回答)



施策の方向 公的分野における女性の参画推進

男女が社会の対等な構成員として活躍できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

特に、女性委員の割合については国や県と同程度の割合を目指します。(推進計画)

具体的な事業	事業の内容	担当課等
政策等への 女性参画の推進	<p>公募制の採用や選任方法の多様化などにより、各種審議会・委員会などへの女性の積極的な参画を進めるために、女性人材情報を整備し、提供に努めます。</p> <p>また、各職場において、女性職員が能力を発揮し、キャリア・アップできるよう、幅広い職務経験の付与や研修参加の機会確保などを通じて計画的な育成に努めます。</p>	総務課
女性登用の推進	<p>女性職員の職域拡大・能力発揮・責任あるポストへの積極的登用の取組を推進します。また、管理職に対して女性職員の能力発揮に向けた啓発を推進します。</p>	総務課
女性の活躍推進	<p>女性の職業生活における活躍の推進を図るため、事業主行動計画の策定を推進します。また、計画に基づく取り組みの実施状況・数割合目標の達成状況確認及び改善を推進します。</p>	教育総務課 総務課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法と記載)が平成27年9月に施行されました。町では、この女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児休業等の取得を平成32年度末までに現在の0%から10%以上増加させること、年次休暇の取得率を27年度対比で10%増加させることを目指しています。このような事業主行動計画については、労働者が300人以下の民間事業主は、その策定について努力義務となっておりますが、より多くの事業主が策定するよう、広報・普及に努めます。

施策の方向**地域・職場・団体等における男女共同参画の推進**

地域・職場・団体等における環境整備を図り、家庭生活や地域活動等に男女が協力して取り組めるようにし、相互の人権を尊重しあうことのできる地域社会づくりを目指します。

具体的な事業	事業の内容	担当課等
地域・団体などにおける女性参画の促進	町内会・自治会など、地域コミュニティの意思決定過程や農業協同組合などへの女性の参加拡大、地域活動やボランティア活動への男女の参加に向けて啓発活動を進めます。 また、女性の登用について各種関係機関・団体・地域などへの協力要請と啓発活動を進めます。	町民課 教育総務課 企画振興課 農林水産課
地域人材の活用	子育てや子どもの育成活動の担い手を確保するため、保育士などの有資格者や地域の子育て経験者の活用による子育て支援者や保育ボランティアの育成を図ります。また、県の男女共生センターを活用し、さまざまな分野における女性リーダーの育成を行います。	町民課 教育総務課
女性のエンパワーメント	社会のさまざまな分野で活躍している女性などの相互交流によるネットワーク構築を支援します。	町民課 教育総務課
企業における女性参画の促進	企業における女性労働者の能力発揮やキャリア・アップに向け、男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、男女がともに地域生活やボランティア活動に参加しやすいよう協力要請を行います。	町民課 教育総務課

再就職のための支援	再就職を希望する人が、その能力や経験をいかして円滑に再就職できるよう、県や企業が行っている講習などについての情報提供を行い、ハローワークなどの関係機関との連携を強化します。	総務課 企画振興課 教育総務課
国際化と交流の推進	さまざまな国や文化に対する理解を深め、相互の人権を尊重しあうことができるよう、住民や団体による国際交流、国際協力を促進するとともに、意識啓発や情報提供に努めます。	教育総務課

V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

【現状と課題】

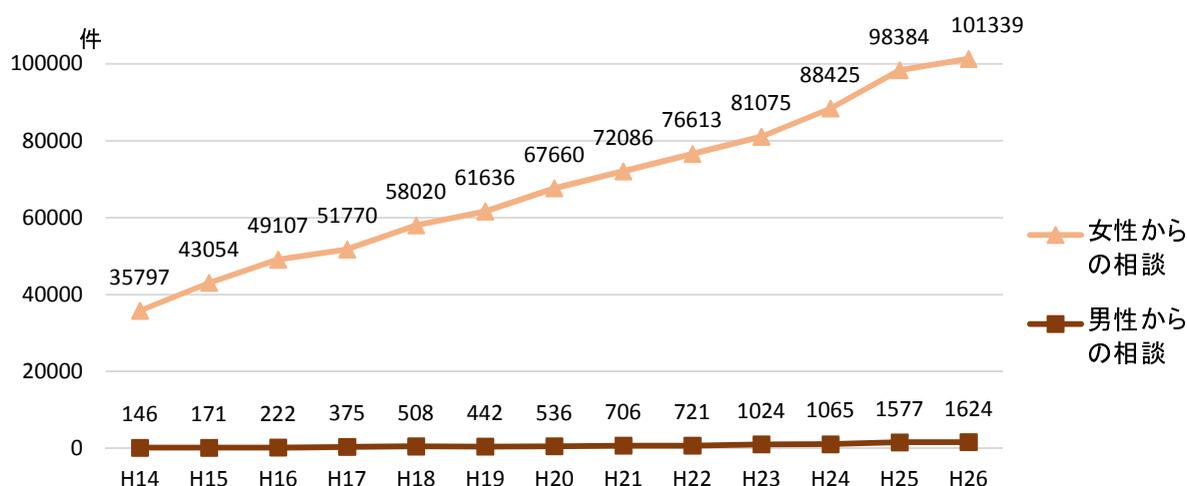
性別や間柄を問わず、配偶者等からの暴力(DV)、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、児童虐待などの身体面・精神面に関するあらゆる暴力は決して許されず、重大な人権侵害です。また、DVについては、外部から閉ざされた空間で起こるため表面化しにくく、家庭内の問題として軽視され、被害が潜在化・深刻化する要因になっています。

町民意識調査で夫婦間における暴力に該当する行為についてたずねたところ、「殴る、蹴る、首を絞める」、「物を投げつける」、「刃物などを突きつける」といった直接に身体を傷つける行為が高い割合を示しました。しかし、実際には精神面も含め、回答項目であるすべての16項目が暴力行為にあたります。つまり、精神に対する暴力行為についての認識が全体的に低いことがわかりました。さらには、すべての項目で女性よりも男性の認識が低いことがわかりました。これは、男性の暴力行為に対する認識が甘いことを示しており、男性が意識せずに女性に暴力行為を行う危険性を含んでいます。

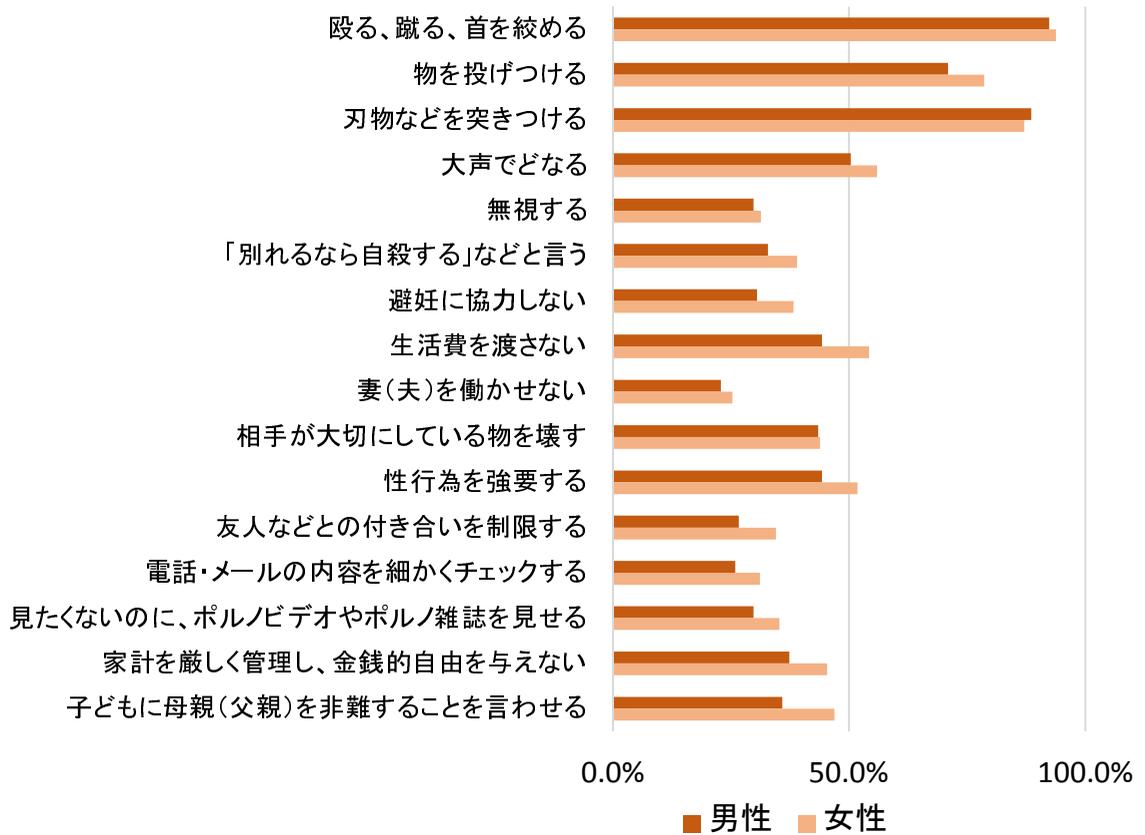
また、町民意識調査で配偶者等による暴力の相談窓口として知っている機関についてたずねたところ、「警察」が73.5%で最も高い割合を示しました。しかし、「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した割合も12.3%を示しており、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、意識啓発と被害者への相談・支援体制の充実が必要です。

さらに人が生涯を通じて自立し、健康な生活を送るためには、男女が互いの性差を理解し合い、おのおのが健康管理に努めていくことが重要です。

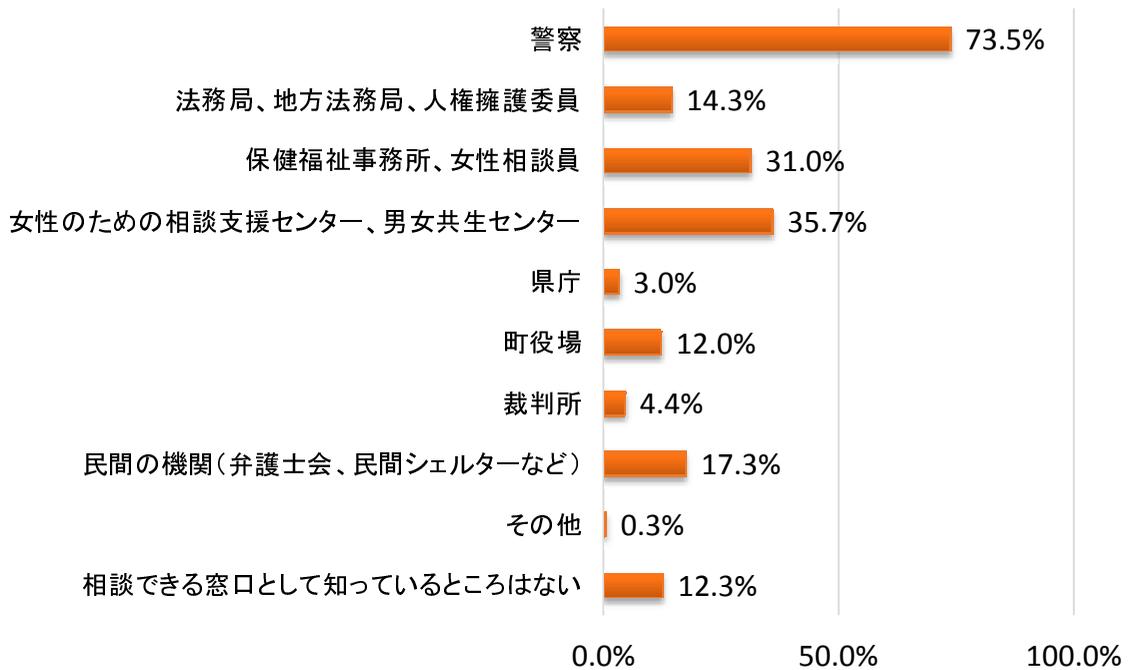
配偶者からの暴力に関する相談件数 (内閣府男女共同参画局調べ)



夫婦間における暴力に該当する行為について(複数回答)



配偶者等による暴力の相談窓口として知っている期間について(複数回答)



施策の方向 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)を含むあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発の推進と相談体制の充実を図ります。

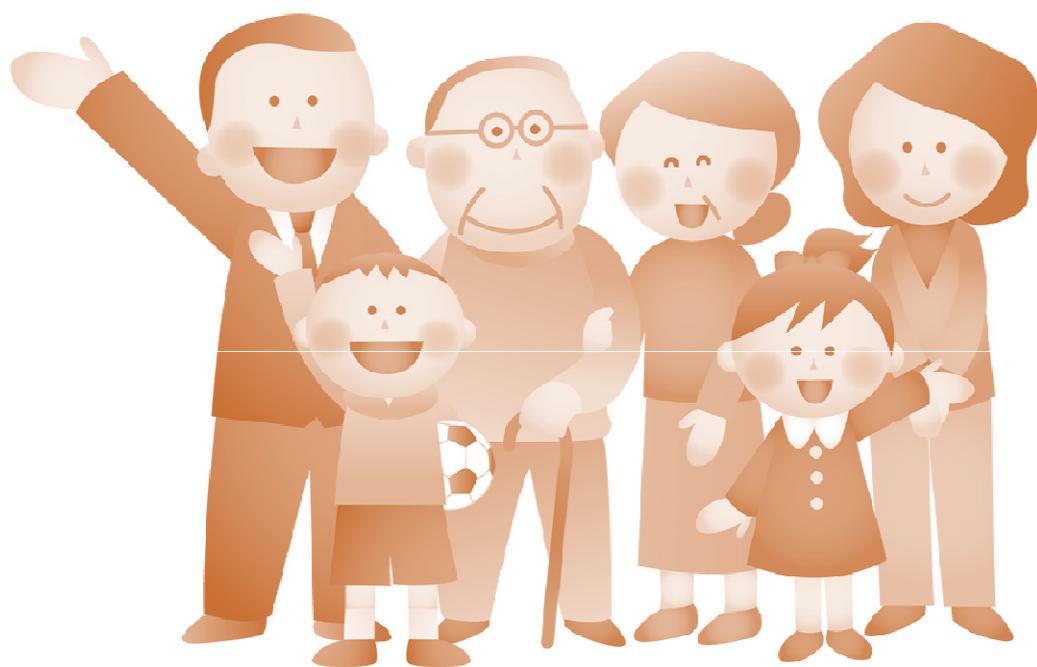
具体的な事業	事業の内容	担当課等
女性への暴力に関する意識啓発	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、人権尊重の意識啓発や社会環境の改善に向けた取り組みを進めます。	総務課 町民課 教育総務課 健康福祉課
DV防止対策の推進	DVや性犯罪、ストーカー行為、児童虐待など、女性への暴力に対する意識啓発や関係機関との連携を強化します。	企画振興課 町民課 教育総務課
セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	職場、学校、地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止に向けた意識の高揚に努めます。	町民課 教育総務課 学校関係
相談体制の整備充実	相談窓口の整備や被害女性に接する職員の研修など、相談体制の充実を図り、被害の相談や届け出がしやすい窓口整備などの環境づくりと問題解決につながる専門機関との連携づくりに努めます。	町民課 健康福祉課
自立支援体制の整備充実	被害者の状況に応じた適切な保護のあり方について関係機関との連携体制を確立・強化し、被害者の自立に向けた支援体制を整備します。	健康福祉課

施策の方向 生涯にわたる心身の健康づくり支援

生涯にわたり心身共に健康で安心して生きるために、心身の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女の性差に応じた健康支援の充実を図ります。

<p>思春期における母子保健思想の普及</p>	<p>学校教育を通じて、性教育の充実や母子保健思想の普及啓発を図るとともに、思春期の健康教育や保健指導を充実します。</p>	<p>学校関係 保健センター</p>
<p>健康診査・健康相談・訪問指導の充実</p>	<p>妊婦が健康を維持し、安心して出産できるよう、医療機関と連携をとり、妊婦健康診査の助成及び健康診査後の保健指導を充実します。さらに、母子手帳交付時などの機会を通じて、妊娠・出産などに関する相談や情報提供を行っていきます。</p> <p>また、乳幼児期の子どもの発育・発達や子育ての悩みなどに対応するため、各乳幼児検診時や訪問などにおいて相談体制を充実します。</p>	<p>保健センター</p>
<p>生涯を通じた健康づくりの支援</p>	<p>更年期、高齢者などの時期に健康でいきいきと生活できるよう、健康教育、健康相談、健康診査などを通して、病気の早期発見や早期治療といった二次予防だけでなく、病気を予防するための生活習慣の改善と健康の保持増進のための一次予防に重点を置いた健康づくりを推進していきます。</p>	<p>保健センター</p>

第 3 章 プランの推進



第3章 プランの推進

1 計画の推進体制の充実・強化

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識をもつことが重要です。そのため、庁内に「男女共同参画プラン推進連絡会議」を設置し、関係部局間の連携を図りつつ、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

さらに、男女共同参画社会づくりに向けた町民の自発的な行動につながるよう、「男女共同参画プラン推進会議」を設置し、町民の目線から各種施策について、協議・検討を重ねて改善を進めるとともに、町民への啓発を図ります。

2 関係機関、団体、企業との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、自主的活動を行う関係機関、団体、企業との連携を図るとともに、ネットワークづくりを図ります。

また、女性の職業生活における活躍を推進するためには、事業者が担う役割が大きいため、事業者との連携を図り、事業者の積極的な取り組みを推進します。

3 国、県等の関係機関との連携

本プランの推進にあたり、国や県、他の自治体等との情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

資 料



1 新地町男女共同参画プラン推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画プランについて、広く町民から意見を徴して総合的推進に資するため、新地町男女共同参画プラン推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新地町男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 新地町男女共同参画プランの推進に関すること。
- (3) その目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員13人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、町長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(連絡会議)

第7条 推進会議の円滑な運営に資するため、新地町男女共同参画プラン推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置き、町長が町職員のほか指名する者をもって構成する。

- 2 連絡会議に、座長を置き、座長は、教育総務課長の職にある者をあてるものとする。
- 3 座長は、必要に応じて連絡会議を招集し、その業務を統括する。
- 4 座長は、必要に応じ連絡会議以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月15日から施行する。

附 則(平成26年3月27日訓令第12号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月13日訓令第45号)

この訓令は、平成28年9月13日から施行する。

2 新地町男女共同参画プラン推進会議委員名簿

(平成28年4月1日現在)

選出区分 (所属団体名)	氏名	備考
企業代表 相馬共同火力発電株式会社	荒 達也	会長
福田婦人会	荒 礼子	副会長
新地町議会議員	八巻 秀行	
新地町行政区長会	齋藤 清	
新地町小中学校長会	高橋 澄子	
新地町商工会 青年部	齋藤 真一	
JAふくしま未来 女性部 新地支部	竹澤きよ子	
NPO法人 ドリームタウンしんち	鈴木 幸子	
新地町民生児童委員協議会	黒髭 文男	
社会福祉法人 しんち福祉会	佐々木 崇	
学識経験者	渡部 啓子	

3 新地町男女共同参画プラン推進連絡会議委員名簿

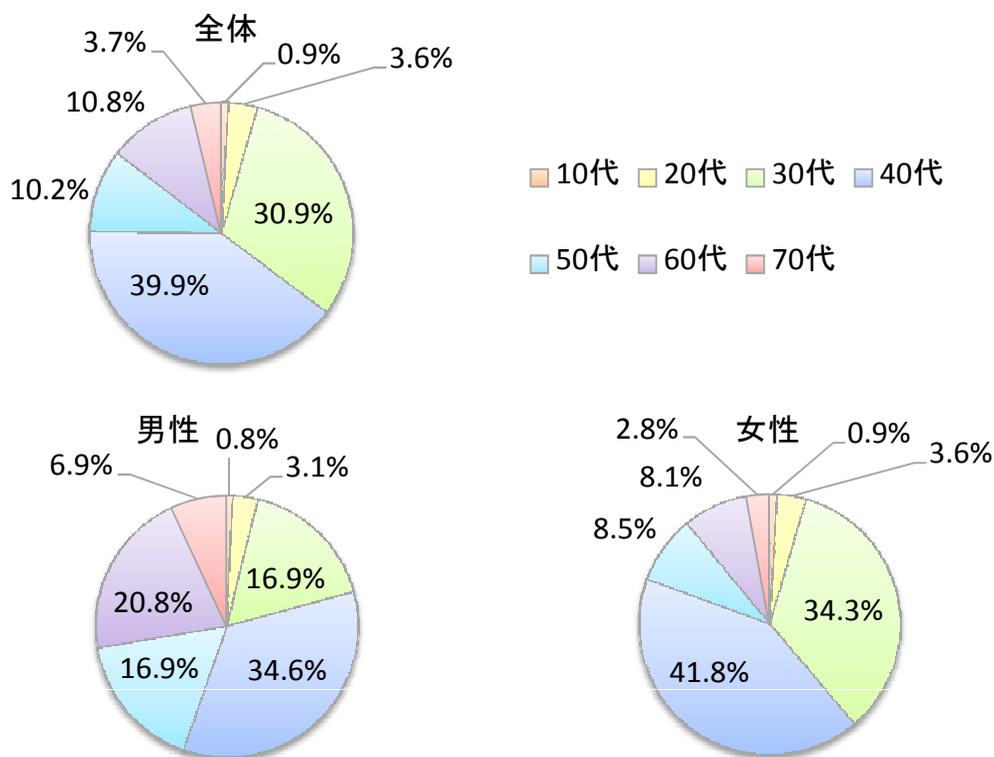
(平成28年4月1日現在)

学校・課名	氏名	備考
駒ヶ嶺小学校	高橋 澄子	新地町校長会代表
総務課	高口雄太郎	
企画振興課	森 慶太	
町民課	坂元 空也	
町民課(駒ヶ嶺保育所)	阿部 洋子	
健康福祉課	阿部 勝也	
健康福祉課(保健センター)	小野 栄子	
農林水産課	蛭原 一行	
建設課	森 一史	
都市計画課	佐藤 孝幸	
教育総務課(事務局)	佐藤 茂文	
教育総務課(事務局)	塩沼 亮一	
教育総務課(事務局)	伊藤 寛	

4 町民アンケートの主な結果

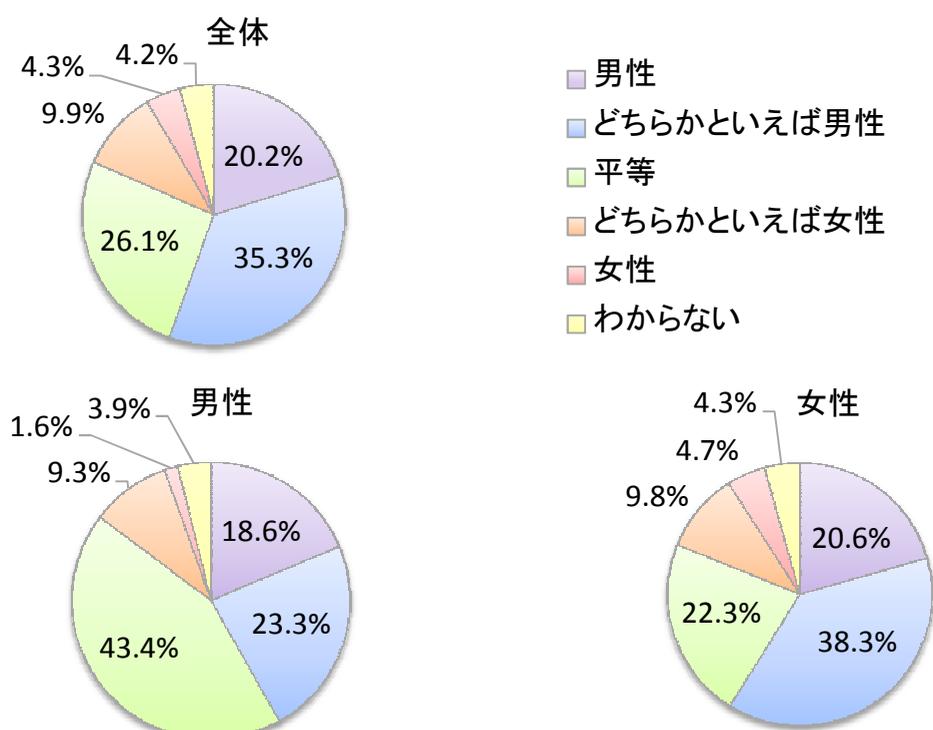
(平成27年11月実施:配布数1,090件中679件回答 回答率62.3%)

(1) アンケート回答者の年代

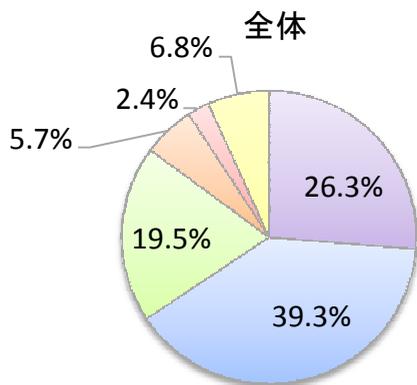


(2) 町民意識調査(男女どちらが優遇されているか)

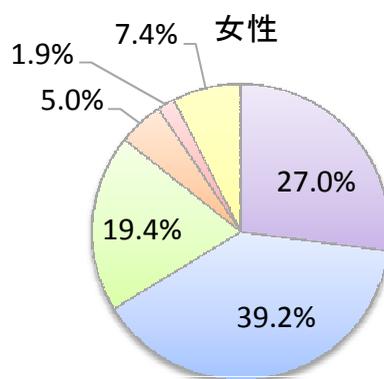
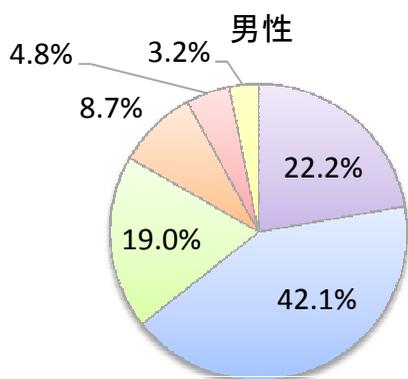
家庭において



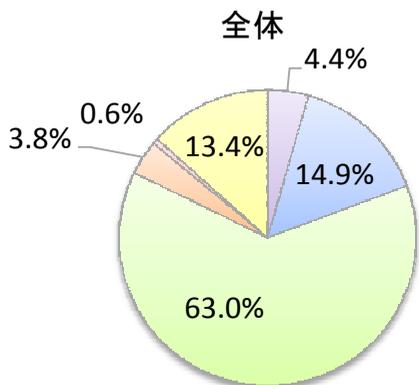
職場において



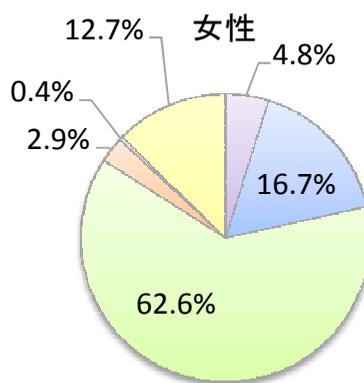
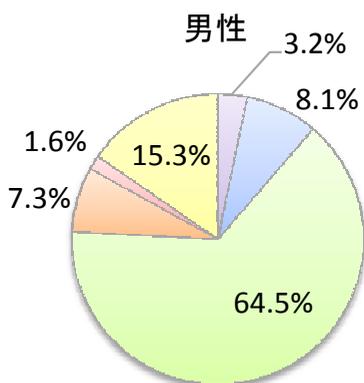
- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない



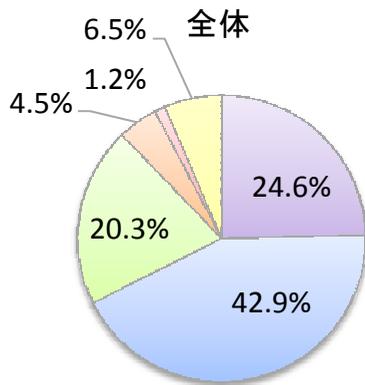
学校教育の場において



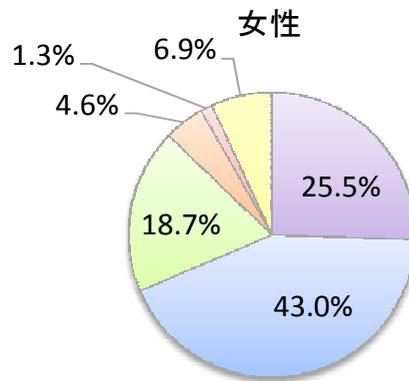
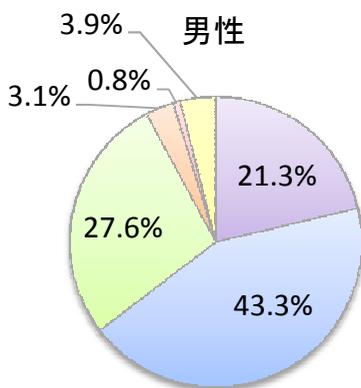
- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない



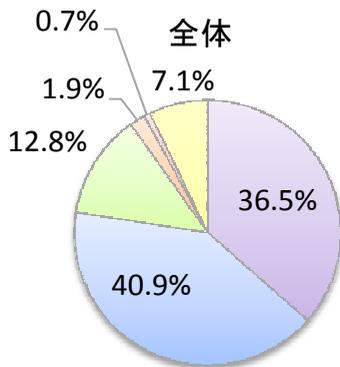
習慣・しきたりの面から



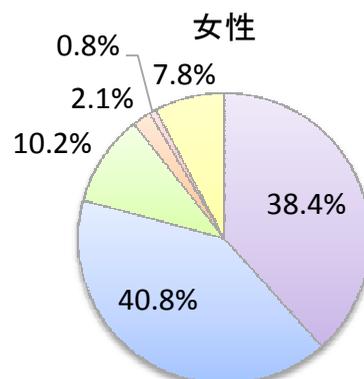
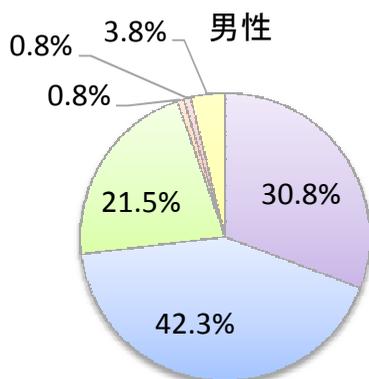
- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない



職場等の管理職登用について

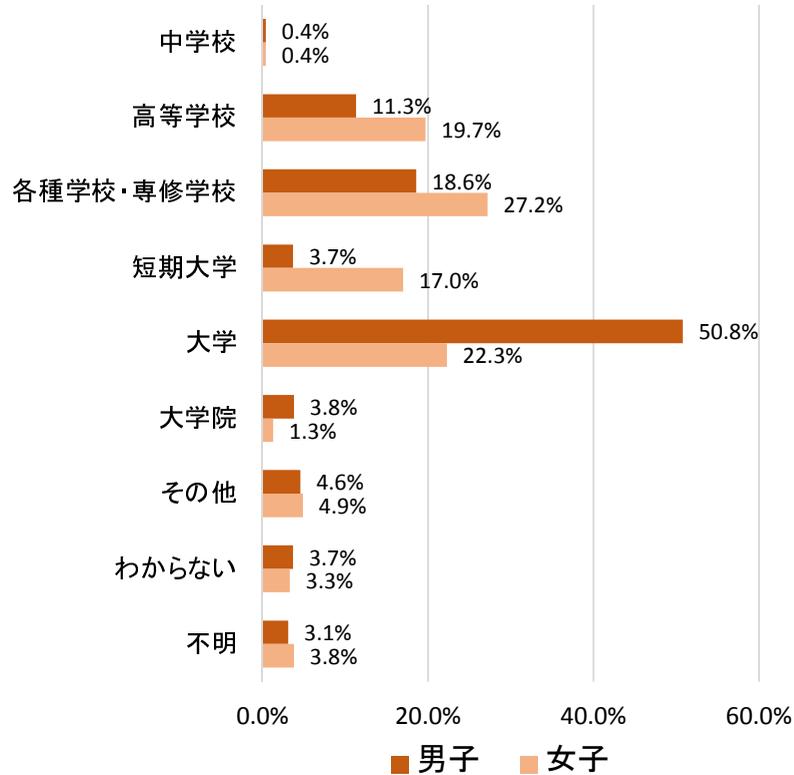


- 男性
- どちらかといえば男性
- 平等
- どちらかといえば女性
- 女性
- わからない

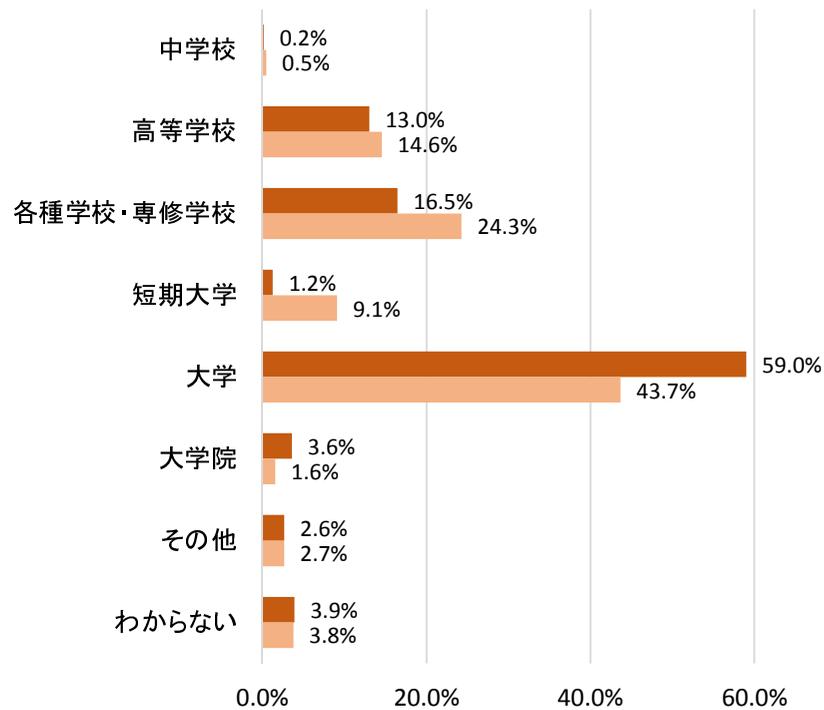


(3)子どもに受けさせたい教育 ※10年前(第1次プラン)との比較

平成15年度調査

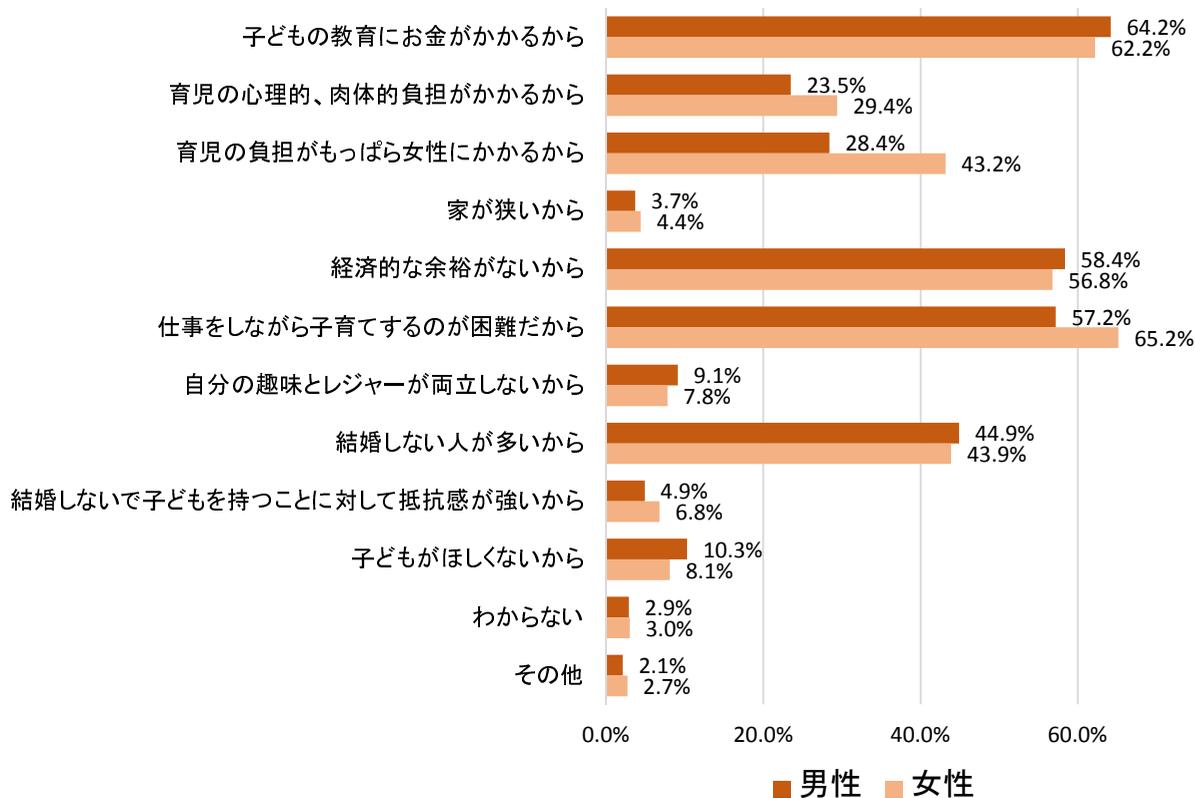


平成27年度調査

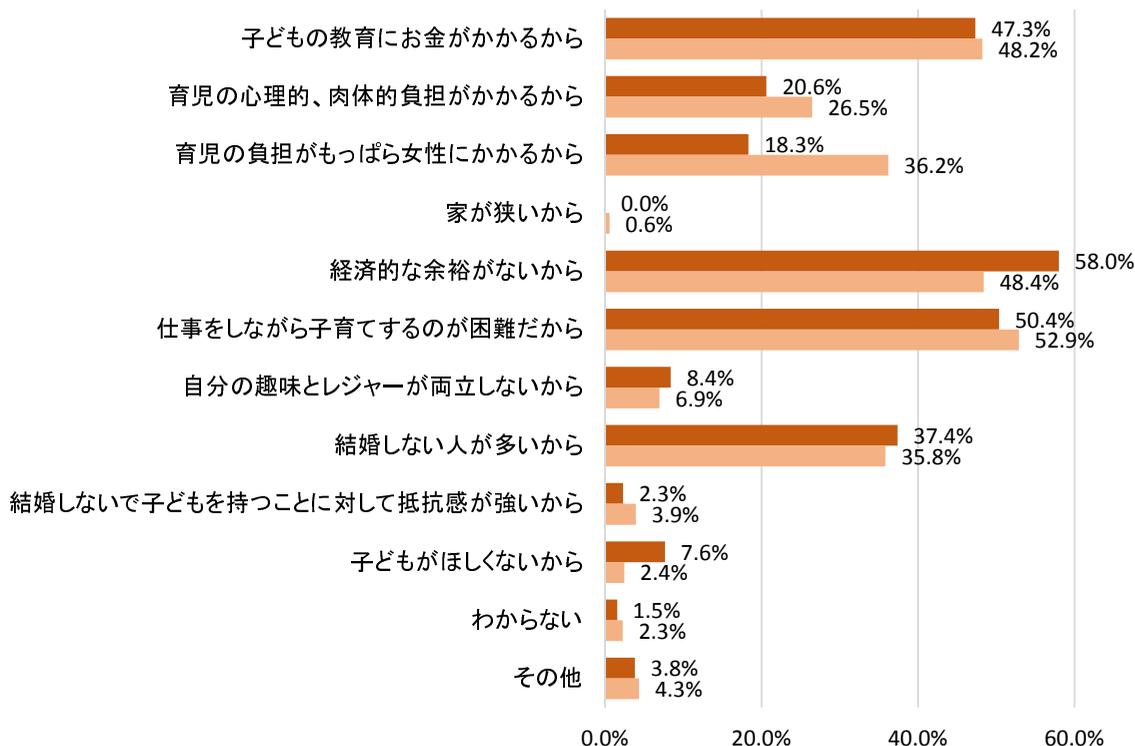


(4) 出生率低下の理由について ※10年前(第1次プラン)との比較

平成15年度調査



平成27年度調査



5 関連法律

(1)男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日号外法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) (平成27年9月4日号外法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。



新地町 男女共同参画プラン

発行年月 平成29年3月
編集 新地町教育総務課
〒979-2792
福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30
Tel 0244-62-4477 Fax 0244-62-2369